

別表 1

JIS A 3302-2000						
類似用途 別番号	建築用途			処理対象人員		
				算定式	算定単位	
1	集会 場 施 設 関 係	イ	公会堂・集会場・劇場・ 映画館・演芸場		$n=0.08A$ n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	
		ロ	競輪場・競馬場・競艇場		$n=16C$ n : 人員 (人) C : 総便器数 (個) (注(1))	
		ハ	観覧場・体育館		$n=0.065A$ n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	
2	住宅 施 設 関 係	イ	住宅	A < 150㎡の場合	$n=5$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)
				$150\text{㎡} \leq A$ の場合	$n=7$	
		ロ	宅 地 分 譲 地	B < 150㎡の場合	$n=5$	n : 人員 (人/区画) B : 敷地面積 (㎡) (延べ面積が未定の場合)
				$150\text{㎡} \leq B$ の場合	$n=7$	
		ハ	共同住宅		$n=0.05A$ 又は $n=\text{人員}$	n : 人員 (人) ただし、1戸当たりのnが3.5人以下 の場合は、1戸当たりのnを3.5人又 は2人(1戸が1居室(注(2))で構 成されている場合に限る。)とし、1 戸当たりのnが6人以上の場合は、1 戸当たりのnを6人とする。 A : 延べ面積 (㎡)
		ニ	下宿・寄宿舎		$n=0.07A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)
ホ	学校寄宿舎・自衛隊・ キャンプ宿舎・老人ホーム・ 養護施設		$n=P$	n : 人員 (人) P : 定員 (人)		
3	宿泊 施 設 関 係	イ	ホテル・ 旅館	結婚式場・ 宴会場有	$n=0.15A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)
				結婚式場・ 宴会場無	$n=0.075A$	
		ロ	モーテル		$n=5R$	n : 人員 (人) R : 客室数
ハ	簡易宿泊所・合宿所・ ユースホステル・青年の家		$n=P$	n : 人員 (人) P : 定員 (人)		

※ は、原則的に認めない。

※ 斜体文字部分については、JIS A 3302-2000の規定と異なる県独自の数値を示す。

汚水量及びBOD				備考	1日の排水時間
浄化槽		みなし浄化槽			
汚水量	BOD	汚水量	BOD		
$A \times 16 \frac{\text{リットル}}{\text{m}^2 \cdot \text{日}}$	150mg / リットル	$4 \frac{\text{リットル}}{\text{m}^2 \cdot \text{日}}$	260mg / リットル	公会堂・集会室	8
				劇場・演芸場	10
				映画館	12
$C \times 2,400 \frac{\text{リットル}}{\text{個} \cdot \text{人}}$	260mg / リットル	—	—		10
$A \times 10 \frac{\text{リットル}}{\text{m}^2 \cdot \text{日}}$	260mg / リットル	$3.2 \frac{\text{リットル}}{\text{m}^2 \cdot \text{日}}$			15
$1,000 \frac{\text{リットル}}{\text{戸} \cdot \text{日}}$	200mg / リットル	$250 \frac{\text{リットル}}{\text{戸} \cdot \text{日}}$		ただし、台所、浴室及び便所が2箇所以上の2世帯住宅等で、かつ、 $200\text{m}^2 \leq A$ の場合は $n=10$ とする。 また、 $130\text{m}^2 \leq A < 150\text{m}^2$ については、設置者より実居住人員を書面にて申告させるものとし、実人員が5人以上の場合は、 $n=7$ とする。 さらに、既設の小型合併浄化槽が設置されている住宅を増改築する場合で、かつ、増改築が過半を超えない場合は、増改築後の延べ面積が 150m^2 以上であっても、書面にて申告された実居住人員が4人以下であれば、既設活用を認めるものとする。	12
$1,400 \frac{\text{リットル}}{\text{戸} \cdot \text{日}}$	200mg / リットル	$350 \frac{\text{リットル}}{\text{戸} \cdot \text{日}}$			
$1,000 \frac{\text{リットル}}{\text{区画} \cdot \text{日}}$	200mg / リットル	$250 \frac{\text{リットル}}{\text{区画} \cdot \text{日}}$			
$1,400 \frac{\text{リットル}}{\text{区画} \cdot \text{日}}$	200mg / リットル	$350 \frac{\text{リットル}}{\text{区画} \cdot \text{日}}$			
($3.5 < n < 6$ の場合) $A \times 10 \frac{\text{リットル}}{\text{m}^2 \cdot \text{日}}$ ($n=2, 3.5, 6$ の場合) $n \times 200 \frac{\text{リットル}}{\text{人} \cdot \text{日}}$)	200mg / リットル	$2.5 \frac{\text{リットル}}{\text{m}^2 \cdot \text{日}}$	260mg / リットル	ワンルームマンションで、室内に洗濯場がある場合又はコインランドリーを併設している場合は、1人当たり20リットルを加算すること。	
$A \times 14 \frac{\text{リットル}}{\text{m}^2 \cdot \text{日}}$	140mg / リットル	$3.5 \frac{\text{リットル}}{\text{m}^2 \cdot \text{日}}$		各室に風呂・台所がある場合は、共同住宅扱いとする。	8
$P \times 200 \frac{\text{リットル}}{\text{人} \cdot \text{日}}$	200mg / リットル	$50 \frac{\text{リットル}}{\text{人} \cdot \text{日}}$		老人ホーム・養護施設では、汚水量は $300 \frac{\text{リットル}}{\text{人} \cdot \text{日}}$ とする。	8
				老人ホーム	10
$A \times 30 \frac{\text{リットル}}{\text{m}^2 \cdot \text{日}}$	200mg / リットル	$7.3 \frac{\text{リットル}}{\text{m}^2 \cdot \text{日}}$			10
$A \times 30 \frac{\text{リットル}}{\text{m}^2 \cdot \text{日}}$	100mg / リットル	$3.7 \frac{\text{リットル}}{\text{m}^2 \cdot \text{日}}$			
$R \times 1,000 \frac{\text{リットル}}{\text{室} \cdot \text{日} \times 1 \sim 2.5 \text{回転}}$	50mg / リットル	$250 \frac{\text{リットル}}{\text{室} \cdot \text{日}}$		厨房設備がある場合、BODを $150\text{mg} / \text{リットル}$ とすること。	
$P \times 200 \frac{\text{リットル}}{\text{人} \cdot \text{日}}$	200mg / リットル	$50 \frac{\text{リットル}}{\text{人} \cdot \text{日}}$			8

JIS A 3302-2000

類似用途 別番号	建築用途				処理対象人員		
					算定式	算定単位	
4	医療施設関係	イ	病院・診療所・伝染病院	業務用厨房設備・洗濯設備有	B < 300床の場合	$n = 8B$	n : 人員 (人) B : ベッド数 (床)
					300床 ≤ Bの場合	$n = 11.43(B - 300) + 2,400$	
				業務用厨房設備・洗濯設備無	B < 300床の場合	$n = 5B$	
					300床 ≤ Bの場合	$n = 7.14(B - 300) + 1,500$	
	ロ	診療所・医院			$n = 0.19A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	
5	店舗関係	イ	店舗・マーケット			$n = 0.075A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)
		ロ	百貨店			$n = 0.15A$	
		ハ	飲食店	一般の場合		$n = 0.72A$	
				汚濁負荷の高い場合		$n = 2.94A$	
				汚濁負荷の低い場合		$n = 0.55A$	
ニ	喫茶店			$n = 0.80A$			

汚水量及びBOD				備考	1日の排水時間
浄化槽		みなし浄化槽			
汚水量	BOD	汚水量	BOD		
B × 1,000 ^{リットル} /床・日	320mg /リットル	—	—		12
B × 1,300 ^{リットル} /床・日					
B × 1,000 ^{リットル} /床・日	150mg /リットル	—	—		
B × 1,300 ^{リットル} /床・日					
A × 25 ^{リットル} /m ² ・日	300mg /リットル	9.4 ^{リットル} /m ² ・日	260 mg/リットル	薬局・調合室は、作業所 ドラッグストアは、売店	8
A × 15 ^{リットル} /m ² ・日	150mg /リットル	3.7 ^{リットル} /m ² ・日		家具等の専門店で、売場面積に対する外来客の収容率が非常に低い場合は、処理対象人員を低減することができる。 店舗の床面積が、3,000m ² を超えるものは百貨店を適用する。	8
A × 30 ^{リットル} /m ² ・日	150mg /リットル	7.5 ^{リットル} /m ² ・日			
A × 130 ^{リットル} /m ² ・日	220mg /リットル	36 ^{リットル} /m ² ・日		レストラン、ラーメン店、バー、キャバレー、ビヤホール等	8
A × 260 ^{リットル} /m ² ・日	450mg /リットル	147 ^{リットル} /m ² ・日		中華料理専門店、フランス料理専門店等	
A × 110 ^{リットル} /m ² ・日	200mg /リットル	28 ^{リットル} /m ² ・日		そば店、うどん店、寿司店、貸席、料亭等	
A × 160 ^{リットル} /m ² ・日	150mg /リットル	40 ^{リットル} /m ² ・日			10

JIS A 3302-2000

類似用途 別番号	建築用途		処理対象人員			
			算定式	算定単位		
6	娯楽施設関係	イ	玉突場・卓球場	$n = 0.075A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	
		ロ	パチンコ店	$n = 0.11A$		
		ハ	囲碁クラブ・ マージャンクラブ	$n = 0.15A$		
		ニ	ディスコ	$n = 0.50A$		
		ホ	ゴルフ練習場	$n = 0.25S$	n : 人員 (人) S : 打席数 (席)	
		ヘ	ボーリング場	$n = 2.50L$	n : 人員 (人) L : レーン数 (レーン)	
		ト	バッティング場	$n = 0.20S$	n : 人員 (人) S : 打席数 (席)	
		チ	テニス場	ナイター設備有	$n = 3S$	n : 人員 (人) S : コート面数 (面)
				ナイター設備無	$n = 2S$	
		リ	遊園地・海水浴場	$n = 16C$	n : 人員 (人) C : 総便器数 (個) (注(1))	
		ヌ	プール・スケート場	$n = (20C + 120U) \div 8 \times t$	n : 人員 (人) C : 大便器数 (個) (注(1)) U : 小便器数 (個) t : 単位便器当たり1日平均使用時間 (時間) t = 1.0~2.0 (標準値1.5)	
		ル	キャンプ場	$n = 0.56P$	n : 人員 (人) P : 収容人員 (人)	
		ヲ	ゴルフ場	$n = 21H$	n : 人員 (人) H : ホール数 (ホール)	

汚水量及びBOD				備考	1日の排水時間
浄化槽		みなし浄化槽			
汚水量	BOD	汚水量	BOD		
A × 15ℓ /㎡・日	150mg /ℓ	3.7ℓ /㎡・日	260mg /ℓ		8
A × 22ℓ /㎡・日	150mg /ℓ	5.5ℓ /㎡・日			12
A × 30ℓ /㎡・日	150mg /ℓ	7.5ℓ /㎡・日			8
A × 100ℓ /㎡・日	150mg /ℓ	25ℓ /㎡・日			6
S × 50ℓ /席・日	150mg /ℓ	13ℓ /席・日			10
L × 500ℓ /レーン・日	150mg /ℓ	125ℓ /レーン・日			
S × 40ℓ /席・日	150mg /ℓ	10ℓ /席・日			
S × 600ℓ /面・日	150mg /ℓ	147ℓ /面・日		シャワー設備がある場合は、1人当たり20ℓを加算すること。	
S × 400ℓ /面・日		100ℓ /面・日			
C × 2,400ℓ /個・日	260mg /ℓ	50ℓ /人・日			7
n × 90ℓ /人・日	150mg /ℓ	50ℓ /人・日			10
P × 70ℓ /人・日	320mg /ℓ	28ℓ /人・日			8
n × 250ℓ /人・日	130mg /ℓ	50ℓ /人・日			10

JIS A 3302-2000

類似用途 別番号	建築用途				処理対象人員		
					算定式	算定単位	
7	駐車場関係	イ	サービスエリア	便所	一般部	$n = 3.60P$	n : 人員 (人) P : 駐車ます数 (ます)
				観光部	$n = 3.83P$		
				売店なしPA	$n = 2.55P$		
		売店	一般部	$n = 2.66P$			
			観光部	$n = 2.81P$			
ロ	駐車場・自動車車庫			$n = (20C + 120U) \div 8 \times t$	n : 人員 (人) C : 大便器数 (個) U : 小便器数 (個) (注(1)) t : 単位便器当たり1日平均使用時間 (時間) t = 0.4~2.0 (標準値1.2)		
ハ	ガソリンスタンド			$n = 20$	n : 人員 (人) 1 営業所当たり		
8	学校施設関係	イ	保育所・幼稚園・小学校・中学校		$n = 0.20P$	n : 人員 (人) P : 定員 (人)	
		ロ	高等学校・大学・各種学校		$n = 0.25P$		
		ハ	図書館		$n = 0.08A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	
9	事務所関係	イ	事務所	業務用厨房設備有	$n = 0.075A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	
				業務用厨房設備無	$n = 0.06A$		
10	作業所関係	イ	工場・作業所・研究所・試験所	業務用厨房設備有	$n = 0.75P$	n : 人員 (人) P : 定員 (人)	
				業務用厨房設備無	$n = 0.30P$		

汚水量及びBOD				備考	1日の排水時間			
浄化槽		みなし浄化槽						
汚水量	BOD	汚水量	BOD					
P × 480 ^{リットル} /ます・日	300mg /リットル	340 ^{リットル} /ます・日	260mg /リットル		12			
P × 510 ^{リットル} /ます・日								
P × 340 ^{リットル} /ます・日								
P × 180 ^{リットル} /ます・日	590mg /リットル	75 ^{リットル} /ます・日						
P × 190 ^{リットル} /ます・日								
n × 50 ^{リットル} /人・日	260mg /リットル	50 ^{リットル} /人・日						
n × 100 ^{リットル} /人・日	200mg /リットル	50 ^{リットル} /人・日					店舗等を併設している場合は、別途加算すること。 従業員用の風呂又はシャワー設備がある場合は1人当たり20 ^{リットル} を加算すること。	8
P × 40 ^{リットル} /人・日	180mg /リットル	35 ^{リットル} /人・日				100mg /リットル	給食施設がない場合、15（ ^{リットル} /人）、給食センターから搬入して食器のみを洗浄する場合5（ ^{リットル} /人）軽減することができる。 定時制を併設している場合は、定員の1/4を加算すること。	8
P × 50 ^{リットル} /人・日	180mg /リットル	40 ^{リットル} /人・日						
A × 16 ^{リットル} /㎡・日	150mg /リットル	4 ^{リットル} /㎡・日						5
A × 10 ^{リットル} /㎡・日	200mg /リットル	3.7 ^{リットル} /㎡・日	260mg /リットル		8			
A × 10 ^{リットル} /㎡・日	150mg /リットル	2.8 ^{リットル} /㎡・日						
P × 100 ^{リットル} /人・日	300mg /リットル	38 ^{リットル} /人・日						
P × 60 ^{リットル} /人・日	150mg /リットル	15 ^{リットル} /人・日				2交替、3交替勤務の場合は、それぞれの定員を加算すること。	8	

JIS A 3302-2000							
類似用途 別番号	建築用途			処理対象人員			
				算定式	算定単位		
11	1 J 10 の 用 途 に 属 さ な い 施 設	イ	市場		$n = 0.02A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	
		ロ	公衆浴場		$n = 0.17A$		
		ハ	公衆便所		$n = 16C$	n : 人員 (人) C : 総便器数 (個) (注(1))	
		ニ	駅・バ スター ミナル	$P < 100,000$ の場合		$n = 0.008P$	n : 人員 (人) P : 乗降客数 (人/日)
				$100,000 \leq P < 200,000$ の場合		$n = 0.010P$	
$200,000 \leq P$ の場合				$n = 0.013P$			

注(1) 大便器数、小便器数及び両用便器数を合計した便器数。

注(2) 居室とは、建築基準法による用語の定義でいう居室であって、居室、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。ただし、共同住宅における台所及び食事室を除く。

注(3) 女子専用便所にあつては、便器数のおおむね1/2を小便器とみなし、残りの1/2を大便器とみなす。

注(4) 延べ面積とは、建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する建築物の各階の床面積の合計とする。

注(5) 定員は、収容者と職員を加算したものとする。

注(6) 複合用途建築物で各用途に共用部分があるときは、その面積は各用途専用面積の比例按分で、該当用途に加算する。

注(7) 主たる用途に従属する他の用途の部分の面積が、比較的僅少の場合は、その建築物全体を主たる用途の建築物とみなす。

汚水量及びBOD				備考	1日の排水時間
浄化槽		みなし浄化槽			
汚水量	BOD	汚水量	BOD		
A × 4.2リットル /㎡・日	200mg /リットル	1リットル /㎡・日	260mg /リットル		10
A × 33リットル /㎡・日	50mg /リットル	8.3リットル /㎡・日			12
C × 2,400リットル /個・日	260mg /リットル	C × 2,400リットル /個・日			
n × 50リットル /人・日	100mg /リットル	50リットル /人・日	100mg /リットル		始発～最終